

令和8年度 関市留守家庭児童教室の利用について

■留守家庭児童教室について

関市留守家庭児童教室（以下、児童教室）は、保護者が就労などにより、昼間家庭にいない小学校の児童に対して放課後や夏休みなどに家庭に代わる遊びや生活の場を提供し、適切な指導により、児童の健全な育成や安全を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを目的としています。

■開設場所（市内児童教室一覧）

| 小学校区 | 所在地 | 開設場所 |
|-----------|----------------|--------------------------|
| 安桜小学校区 | 関市いろは町1番地 | 安桜小学校敷地内多目的ハウス及び校舎内1階学習室 |
| 旭ヶ丘小学校区 | 関市旭ヶ丘2丁目1番1号 | 旭ヶ丘小学校校舎内1階教室 |
| 桜ヶ丘小学校区 | 関市明生町4丁目1番1号 | 桜ヶ丘小学校敷地内別棟教室 |
| 瀬尻小学校区 | 関市瀬2120番地4 | 瀬尻小学校敷地内別棟教室 |
| 倉知小学校区 | 関市段下66番地1 | 倉知小学校体育館2階会議室 |
| 南ヶ丘小学校区 | 関市倉知4372番地 | 南ヶ丘小学校校舎内1階教室 |
| 富岡小学校区 | 関市市平賀501番地1 | 富岡保育園2階児童教室 |
| 田原小学校区 | 関市西田原1465番地 | 田原小学校校舎内1階会議室 |
| 下有知小学校区 | 関市下有知1525番地1 | 下有知小学校校舎内1階教室 |
| 富野小学校区 | 関市西神野270番地1 | 富野小学校校舎内1階多目的教室 |
| 金竜小学校区 | 関市上白金482番地1 | 金竜小学校南側別棟教室 |
| 洞戸小学校区 | 関市洞戸市場248番地 | 洞戸小学校1階ランチルーム隣多目的室 |
| 洞戸小学校区・板取 | 関市板取1643番地17 | 板取ふれあいセンター内（予定） |
| 博愛小学校区 | 関市武芸川町高野254番地 | 博愛小学校校舎内1階教室 |
| 武芸小学校区 | 関市武芸川町谷口1336番地 | 武芸小学校校舎内3階教室 |
| 武儀小学校区 | 関市富之保2777番地2 | 武儀小学校家庭課棟1階家庭科室 |
| 上之保小学校区 | 関市上之保1071番地 | 上之保小学校体育館2階会議室 |

※通学する（予定の）小学校区の児童教室を利用していただきます。

■利用できる児童の要件

- 市内の小学校に就学している1～4年生までの児童
※定員に余裕のある児童教室は、5、6年生の利用も可
- 保護者が以下の①～⑤の理由により児童を保育できない家庭
※ただし、保育できない日が月に15日以上あり、その状態が3ヶ月以上継続していること。

①就労している（自営業も含むが内職は除外）

«通年利用»午後3時まで勤務していること

«長期休業期間のみの利用»1日4時間以上勤務していること

②大学等への就学または就労を目的とした技能訓練のための就学（職業訓練校等）をしている等

③病気療養中（精神もしくは身体に障がいを有している場合も含む）

④疾病または障がいを有する親族を介護、または看護している

⑤出産予定月とその前後1か月

<下記事項に該当する場合は、ご利用できません>

- 同居の祖父母（利用開始時点で65歳以上の祖父母は除く）が就労等の理由がなく児童を保育できる場合
- 利用する児童の心身に著しく障がいがある場合
- 病気療養中、けがの治療中の場合（松葉づえ、車いす等の利用は不可）
- 児童教室の運営上支障があると認められる場合

※集団活動ができない児童に支援員がかかりきりになり、ほかの児童を安全に見守ることができなくなる場合、児童教室で集団活動に適さないと判断し、それを教育委員会が認めたときは利用を中止していただきます。

※急に必要になった時だけ利用するための申請はできません。

■利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（新1年生も4月1日から利用できます。）

■休業日

- (1) 土・日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に定める休日）
- (2) 12月29日～翌年1月3日
- (3) その他市長が必要と認めた日（気象警報発令時など教育委員会決定に準じる）
 - ※ 気象状況や教育委員会（学校）の決定に準じ、臨時休室となる場合があります。
 - ※ 感染症等による学校閉鎖の場合、臨時休室となります。
 - ※ 学級閉鎖の場合、そのクラスの児童は利用できません。

■利用時間（開室時間）

| 開室日 | 開室時間 |
|-----------------|--------------|
| 通常の月曜日～金曜日 | 授業終了時～午後7時 |
| 学校行事による振替休業日等 | 午前8時～午後7時 |
| 長期休業期間（夏・冬・春休み） | 午前7時30分～午後7時 |

<注意事項>

※振替休業日、長期休業期間は保護者の送迎が必要です。また、昼食（弁当）を持参してください。

■使用料

(1) 月額使用料

| 区分 | 月額使用料（円） | | | |
|-----------|----------|--------|-----------|--------|
| | 午後5時まで | 午後6時まで | 午後6時30分まで | 午後7時まで |
| 4～6月、9～3月 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 7,500 |
| 7月 | 6,000 | 7,500 | 9,000 | 11,250 |
| 8月 | 8,000 | 10,000 | 12,000 | 15,000 |

（同一世帯で2人以上利用者がいる場合、2人目以降の月額使用料）

| 区分 | 2人目以降の月額使用料（円） | | | |
|-----------|----------------|--------|-----------|--------|
| | 午後5時まで | 午後6時まで | 午後6時30分まで | 午後7時まで |
| 4～6月、9～3月 | 2,000 | 2,500 | 3,000 | 3,750 |
| 7月 | 3,000 | 3,750 | 4,500 | 5,600 |
| 8月 | 4,000 | 5,000 | 6,000 | 7,500 |

長期休業期間に午前7時30分から利用する場合の追加料金（上記月額使用料に追加）

| 区分 | 午前7時30分から午前8時までの月額使用料（円） | |
|--------------|--------------------------|-------|
| | 1人目 | 2人目以降 |
| 4月、12月、1月、3月 | 500 | 250 |
| 7月 | 750 | 370 |
| 8月 | 2,000 | 1,000 |

<注意事項>

※月の途中（15日まで）に退室する場合は使用料は半額になります。日割り計算は行いません。

※使用料とは別に、おやつ代や活動に伴う材料費等として毎月500円（夏休みは4,000円）の実費負担があります。（金額は変更になる場合があります。）

※傷害保険に加入するため、年間800円の保険料が必要です。

※夏休みのみ退室することもできます。その場合、7月は通常の（4～6月と同じ）使用料、8月の使用料はいただけません。

(2) 支払方法

原則、口座振替です。振替日は毎月末日（月末が休業日の場合は、翌営業日）です。ただし、12月の振替日は25日です。残高不足にならないように、振替日前までに確認をお願いします。

(3) 減免制度

下記の対象者については、申請により使用料が減免されます。該当する場合は、「関市留守家庭児童教室使用料減免申請書」を入室申込み時にご提出ください。

| 対象者 | 減免 |
|-------------------------|--------|
| 生活保護法による保護を受けている世帯 | 使用料の全額 |
| ひとり親世帯かつ令和8年度市民税が非課税の世帯 | 使用料の半額 |

<注意事項>

- ※ 年度中途に減免申請をされた場合は、申請月の翌月から対象となります。
- ※ 年度当初の申請者には、市民税が確定後（6月頃）に承認・不承認の通知をさせていただきます。
- ※ 4・5月分は、減免前の金額で納付していただき、6月分以降で調整します。
- ※ 前年度市外に居住されていた方は、転入前の市町村の非課税証明書の提出が必要です。

■利用申請

| 入室希望月 | 受付期間 |
|-------------------|---------------------------------|
| 4月 | 令和7年12月1日（月）～令和8年1月14日（水） |
| 5月以降 (7、8月は除く) | 入室希望月の前月20日まで（20日が休日の場合はその前の平日） |
| 7、8月 | 「夏休み期間のみ」の利用申請時（5月予定）にお申込みください。 |

<注意事項>

- ※受付期間を過ぎて申請する場合、希望月からの入室をお断りする場合があります。

■申請方法

●オンラインでの申請

パソコン又はスマートフォンで、市ホームページ内のURLまたは右にある二次元コードから、申請フォームにアクセスしてください。申請内容を入力し、就労証明書などの「必要書類」（下記参照）をカメラで撮影し、データを添付して送信してください。

※必要書類は申請前にご準備いただくと申請がスムーズです。

[申請フォームはこちら▶▶](#)



★必要書類（※利用開始時点で65歳以上の祖父母等に関する書類は不要です。）

| 保育できない理由 | 提出書類（オンラインの場合はカメラで撮影して添付） |
|-----------|---|
| 就労（内職は除く） | 就労証明書 |
| 就学又は職業訓練 | 学生証または合格通知の写し、訓練在籍証明書等 |
| 病気療養 | 診断書または身体障害者手帳等の写し 入院の場合は入院期間が分かる書類 |
| 介護・看護 | 介護・看護が必要であることが分かる診断書、手帳や介護保険証など等級が分かるページの写し |
| 出産 | 母子手帳（出産予定日が分かるページ）の写し |

●申請用紙での申請

申請書等を記入し、申込先へご提出ください。

【提出書類】

- （1）関市留守家庭児童教室入室許可申請書（裏面も記入）
- （2）引き渡し登録カード
- （3）就労証明書又は保育できないことが分かる書類 ※上記「必要書類」をご確認ください。
- （4）関市留守家庭児童教室使用料減免申請書（減免申請される方のみ）

※「就労証明書」や「入室許可申請書」などの各様式は教育総務課、各地域事務所（西部支所除く）、各児童教室に置いてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

[市ホームページはこちら▶▶](#)



【申込先】 教育総務課（市役所本庁舎5階）、各地域事務所（西部支所除く）

（平日 午前8時30分から午後5時15分まで）

各留守家庭児童教室（平日 開室時間のみ）

■入室決定

期限内に申請されたものについて、入室要件等の審査を行います。この審査により入室をお断りする場合があります。また、提出書類に不備がある場合、再提出を依頼することができます。入室の決定は、2月中旬に、「関市留守家庭児童教室入室許可書」と関係書類を保護者へ郵送します。(5月以降の入室申請については、申請後随時入室許可書等を郵送いたします。)

入室前に必ず利用について、児童教室で説明を受けてください。

■取下げ届

入室許可書を受け取ったあと、児童教室を利用しなくてもよくなった場合は、利用申請の取下げを行っていました。だきます。

■変更届

(1) 就労状況の変更

転職した場合など、申請時に提出した就労証明書の内容に変更があった場合は、新たに就労証明書の提出をお願いします。

(2) 利用時間の変更

就労内容の変更等で利用時間を変更する必要がある場合は、変更希望月の前月中に「留守家庭児童教室変更届」を提出してください。

※利用時間を長くする場合は、就労証明書の再提出が必要です。

(3) 住所、氏名等の変更

転居等、ご家庭の都合で住所や氏名が変更となった場合、届出は不要です。ただし、転校に伴い、別の児童教室に入室する場合は、改めて利用申請が必要です。なお、保護者(申請者)が代わる場合は変更届をご提出ください。また、振替口座及び口座名義を変更する場合は金融機関で直接お手続きください。

■退室・休室届

退室するときは退室日の前日までに退室届を提出してください。また、一時的に休まれる場合は、休室届を提出してください。(ただし、休室の場合は、使用料は発生します。)

※ 夏休みに児童教室を利用されない場合は、「夏休みのみ退室」することもできます。夏休みのみ退室届をご提出ください。その場合、7月は通常の(4~6月等と同じ)使用料、8月は使用料をいただきません。

■その他

- ・留守家庭児童教室使用料に未納がある場合は、児童教室の利用はできません。
※オンラインでの申請もお断りしております。
- ・利用にあたっては、お子さまとよく話し合い、利用の意思を確認してください。

【お問合せ】

〒501-3894

関市若草通3丁目1番地

関市役所 本庁舎5階

教育委員会 教育総務課

TEL : 0575-23-7722